

② 取扱量要件

年間取扱量が 100kg 以上1t 未満の事業所の年間排出量全体への寄与率は7%であった。また、製造業に比べて非製造業の寄与率の方が高かった。

表 3-6 年間取扱量1t 未満の事業所の年間排出量全体への寄与率

業種グループ	年間排出量の集計値(t/年)			年間取扱量 100kg 以上 1t 未満の 寄与率 =(a)/(c)
	年間取扱量 100kg 以上 1t 未満 (a)	年間取扱量 1t 以上 (b)	合計 (c)=(a)+(b)	
製造業	295	4,987	5,282	6%
非製造業	131	484	615	21%
不明	0.3	0.4	0.7	41%
合計	426	5,472	5,898	7%

注:東京都条例に基づくデータ(平成 17 年度)を集計

(2) 全国の従業員規模別の事業所数

総務省の事業所・企業統計によると、化管法のPRTR制度の対象 23 業種に属する事業所は表 3-7 に示すとおり全国で約 112 万事業所あり、そのうち従業員規模別の内訳は 19 人以下が約 100 万事業所、20 人以上が約 10 万事業所となっている。

本統計では事業者の従業員数の内訳はわからないが、PRTR届出対象事業者の裾切りとなっている従業員 21 人未満の事業者数は、従業員数 21 人以上の事業者数に比べ、格段に大きいと推測される。

表 3-7 PRTR対象 23 業種の全国の従業員規模別の事業所数

業種区分	従業員 20 人未満	従業員 20 人以上	総数
PRTR対象 23 業種	1,005,774	110,524	1,116,905

出典:総務省「事業所・企業統計調査」による産業、従業員規模別民営事業所数(平成 16 年)

(3) 我が国及び海外PRTR制度における対象事業所数

各国のPRTR制度における対象事業所の数を比較すると、下表のとおり我が国の届出事業所数がOECD諸国の中で最も多い。

表 3-8 各国のPRTR制度による届出事業所数

国名	届出事業所数
日本	40,823
オーストラリア	3,826
カナダ	8,500
フランス	5,056
韓国	2,829
メキシコ	1,000
オランダ	～500
ノルウェー	798
英国	6,000
米国	23,000

出典：我が国の事業所数は17年度届出事業所数（それ以外の国はOECDが2006年に実施したアンケート結果に基づく）

4. 参考資料

(1) 化学物質排出把握管理促進法に関する懇談会(平成 18 年5月 10 日～同年8月 29 日開催)における提言

化学物質排出把握管理促進法の施行の状況及び今後の課題について(平成 18 年9月)

(5) 対象事業者

<対象業種>

対象業種以外の事業者からの排出量については、国が推計を行っている。このうち、排出量の多いのは建設業、農業等であり、これらについては、事業所単位での排出量の把握が難しいことから、国が推計を行っているものであるが、さらに詳細な排出量の把握の可能性について検討すべきである。事業所単位での排出量の把握が可能な業種については、主要なものは現行制度でほぼカバーされていると考えられるが、スポーツ施設提供業、医療業等いくつかの業種について、追加の可能性について検討すべきである。一方、対象事業者の約半数を占める燃料小売業については、業界団体へのヒアリング等届出とは別の方法で排出量の把握が可能であるとの意見があり、適切な排出量把握の方法について検討が必要である。

<従業員数・取扱量の規模要件>

現行化管法では、対象業種の事業所のうち、事業者の従業員数が 21 名以上であり、かつ、いずれかの対象化学物質の年間取扱量が1t(一部の物質については 500kg)以上の事業所が届出対象となっている。従業員数の要件は、中小企業に届出義務が過重とならないよう配慮するために設定されたものである。しかしながら、条例等の届出データの解析から、従業員数の少ない事業者からも大量の化学物質が排出されている場合があることが明らかとなっている。このため、中小事業者に配慮しつつ、従業員数にかかわらず大量排出事業者を見落とすことがないよう、規模要件について再検討すべきである。また、取扱量については、広範に使用されている物質の場合、取扱量の少ない事業所からの寄与は小さく、要件の緩和も可能である一方、特に有害な物質については、全体の排出量が小さいため、取扱量の少ない事業所の寄与も無視できない。したがって、物質の類型ごとに取扱量の要件に差を設けることにつき検討すべきである。

(2) 化管法における関連規定

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成 11 年 7 月 13 日法律第 86 号)(抄)

(定義)

第二条(略)

2～4 (略)

5 この法律において「第一種指定化学物質等取扱事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する事業者のうち、政令で定める業種に属する事業を営むものであって当該事業者による第一種指定化学物質の取扱量等を勘案して政令で定める要件に該当するものをいう。

一 第一種指定化学物質の製造の事業を営む者、業として第一種指定化学物質又は第一種指定化学物質を含有する製品であって政令で定める要件に該当するもの(以下「第一種指定化学物質等」という。)を使用する者その他業として第一種指定化学物質等を取り扱う者

二 前号に掲げる者以外の者であって、事業活動に伴って付随的に第一種指定化学物質を生成させ、又は排出することが見込まれる者

6 この法律において「指定化学物質等取扱事業者」とは、前項各号のいずれかに該当する事業者及び第二種指定化学物質の製造の事業を営む者、業として第二種指定化学物質又は第二種指定化学物質を含有する製品であって政令で定める要件に該当するもの(以下「第二種指定化学物質等」という。)を使用する者その他業として第二種指定化学物質等を取り扱う者をいう。

7 (略)

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令(平成12年3月29日政令第138号)(抄)

(業種)

第三条 法第二条第五項の政令で定める業種は、次のとおりとする。

- 一 金属鉱業
- 二 原油及び天然ガス鉱業
- 三 製造業
- 四 電気業
- 五 ガス業
- 六 熱供給業
- 七 下水道業
- 八 鉄道業
- 九 倉庫業(農作物を保管するもの又は貯蔵タンクにより気体若しくは液体を貯蔵するものに限る。)
- 十 石油卸売業
- 十一 鉄スクラップ卸売業(自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収し、又は自動車の車体に装着された自動車用エアコンディショナーを取り外すものに限る。)
- 十二 自動車卸売業(自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収するものに限る。)
- 十三 燃料小売業
- 十四 洗濯業
- 十五 写真業
- 十六 自動車整備業
- 十七 機械修理業
- 十八 商品検査業
- 十九 計量証明業(一般計量証明業を除く。)
- 二十 一般廃棄物処理業(ごみ処分業に限る。)
- 二十一 産業廃棄物処分業(特別管理産業廃棄物処分業を含む。)
- 二十二 高等教育機関(附属施設を含み、人文科学のみに係るものを除く。)
- 二十三 自然科学研究所

(第一種指定化学物質等取扱事業者の要件)

第四条 法第二条第五項各号列記以外の部分の政令で定める要件は、次のとおりとする。

一 次のいずれかに該当すること。

イ その年度において事業活動に伴い取り扱う第一種指定化学物質(当該年度において事業活動に伴い取り扱う製品(法第二条第五項第一号に規定する製品をいう。ロにおいて同じ。))に含有されるものを含む。)であって、特定第一種指定化学物質(別表第一第二十六号、第四十二号、第六十号、第六十九号、第七十七号、第七十九号、第二百三十二号、第二百五十二号、第二百九十四号、第二百九十五号、第二百九十九号及び第三百四十三号に掲げる第一種指定化学物質をいう。ロにおいて同じ。)以外のもののいずれかの質量(その第一種指定化学物質が次の(1)から(16)までに掲げるものであるときは、当該第一種指定化学物質が含有するそれぞれ(1)から(16)までに定める物質の質量。次条において「第一種指定化学物質質量」という。)が一トン以上である事業所を有していること。(後略)

ロ その年度において事業活動に伴い取り扱う特定第一種指定化学物質(当該年度において事業活動に伴い取り扱う製品に含有されるものを含む。)のいずれかの質量(その特定第一種指定化学物質が次の(1)から(5)までに掲げるものであるときは、当該特定第一種指定化学物質が含有するそれぞれ(1)から(5)までに定める物質の質量。次条において「特定第一種指定化学物質質量」という。)が〇・五トン以上である事業所を有していること。(後略)

ハ 前条第一号又は第二号に掲げる業種に属する事業を営む者にあつては、鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第十三条第一項の経済産業省令で定める施設を設置していること。

ニ 前条第七号に掲げる業種に属する事業を営む者にあつては、下水道終末処理施設を設置していること。

ホ 前条第二十号又は第二十一号に掲げる業種に属する事業を営む者にあつては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設を設置していること。

ヘ ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第百五号)第二条第二項に規定する特定施設を設置していること。

二 常時使用する従業員の数が二十一人以上であること。

(法第二条第五項第一号の政令で定める要件)

第五条 法第二条第五項第一号の政令で定める要件は、当該製品の質量に対するいずれかの第一種指定化学物質の割合が一パーセント以上であり、又はいずれかの特定第一種指定化学物質の割合が〇・一パーセント以上である製品であって、次の各号のいずれにも該当しないものであることとする。

- 一 事業者による取扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉状又は粒状にならない製品
- 二 第一種指定化学物質が密封された状態で取り扱われる製品
- 三 主として一般消費者の生活の用に供される製品
- 四 再生資源(再生資源の利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)第二条第一項に規定する再生資源をいう。次条第四号において同じ。)

(法第二条第六項の政令で定める要件)

第六条 法第二条第六項の政令で定める要件は、当該製品の質量に対するいずれかの第二種指定化学物質の質量(別表第二第九号に掲げる第二種指定化学物質にあつてはその含有するインジウムの質量、同表第四十四号に掲げる第二種指定化学物質にあつてはその含有するタリウムの質量、同表第五十号に掲げる第二種指定化学物質にあつてはその含有するテルルの質量)の割合が一パーセント以上である製品であつて、次の各号のいずれにも該当しないものであることとする。

- 一 事業者による取扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉状又は粒状にならない製品
- 二 第二種指定化学物質が密封された状態で取り扱われる製品
- 三 主として一般消費者の生活の用に供される製品
- 四 再生資源

参議院附帯決議(平成11年7月6日 参議院国土・環境委員会)(抄)

- 三 化学物質排出の環境への影響を未然に防止する観点から、排出量等を適切に把握できるよう届出対象事業者等の種類、範囲を定めること。特に、有害性の強い指定化学物質については、含有率や取扱量の下限を小さくするよう配慮すること。

(3) 条例における対象事業者

自治体ごとの条例による届出要件を表 4-1 に示す。表 4-1 において、国の法律に基づく届出要件と同じ項目は空欄とした。

表 4-1 地方自治体の条例における届出要件

自治体	業種	従業員数		年間取扱量
		事業者全体	事業所	
札幌市		10人以上		100kg/年以上
埼玉県				500kg/年以上
東京都	工場:57種 作業場:32種	すそ切りなし		100kg/年以上
神奈川県				
横浜市				すそ切りなし
川崎市			21人以上	
石川県				
愛知県				
名古屋市				
大阪府	製造業のみ	すそ切りなし		1物質以上が以下の条件を満たす事業所 Aランク:100kg/年以上 Bランク:1,000kg/年以上 Cランク:10,000kg/年以上 上記の事業所で以下の条件を満たすすべての物質 Aランク:30kg/年以上 Bランク:100kg/年以上 Cランク:100kg/年以上
徳島県				

出典:PRTR制度等のあり方に関する自治体アンケート(環境省 平成 17 年 10 月)

注1:東京都は業種の代わりに工場や事業場の種類を規定している。

注2:札幌市は同市内にあるすべての事業所の従業員数の合計で届出要件を規定している。

注3:大阪府におけるAランク等は、化学物質の有毒性(発がん性等)を示す。

注4:大阪府における有毒性別の物質数は以下のとおり。

Aランク:39 物質(トリエタノールアミン等)

Bランク:41 物質(硫酸等)

Cランク:43 物質(アセトン等)

注5:大阪府における年間取扱量の要件は「kg→リットル」と読み替え可能とされている。

注6:大阪府以外の年間取扱量の要件は、「事業所の要件」と「物質別の要件」が同じ。